

四国中央市鳥獣被害防止対策事業 (県・市単独事業) 実施要望調査について

四国中央市農業振興課

四国中央市農業振興課では、来年度実施予定の農作物に対する鳥獣被害対策事業について要望調査を行います。希望される方は、以下の事業内容を確認の上、別紙の要望調査表に必要事項を記入して、四国中央市農業振興センター内農業振興課に提出してください。

なお、提出期限は 10月30日必着 とします。

1. 愛媛県単独事業「鳥獣害防止施設整備事業」の概要

- ①採択要件
 - ・受益戸数が2戸（認定農業者は1戸）以上であること
 - ・県内外で効果が確認されている防止方法であること
 - ・県が実施する実態調査及び効果を報告できること 等
- ②事業内容
 - ・侵入防止対策（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、防鳥網等）
 - ・個体数調整対策（箱わな、囲いわな）
 - ・周辺環境改善対策（緩衝帯の設置） 等
- ③補助率
 - ・資材購入費及び設置（外部委託）費用の3分の2以内（千円単位）

2. 四国中央市単独事業「有害鳥獣被害防止対策事業」の概要

- ①採択要件
 - ・受益戸数が1戸であること
 - ・県内外で効果が確認されている防止方法であること
- ②事業内容
 - ・侵入防止対策（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、防鳥網等）
 - ・個体数調整対策（箱わな、囲いわな）
- ③補助率
 - ・資材購入費用の2分の1以内（千円単位、限度額5万円）

※注意事項

- ・効果的な被害軽減を図るため、集団での事業実施を優先します。
- ・実施要望を行っても、必ずしも補助対象とはなりません。また、予算枠に達する場合には、受付順で採択します。
- ・今後、要綱等に定められた各種書類の提出が必要になります。
- ・市から補助金交付決定された後に実施する事業が補助対象となります。
- ・同一の圃場で、他の補助金等の交付を受けると補助対象にならない可能性があります。
- ・来年4月以降に申請書を提出いただき、決定通知書が送られる前に購入した場合は無効です。

問合せ先 農業振興課有害鳥獣対策係

〒799-0422 四国中央市中之庄町1684番地16

電話 0896-28-6323（内線3212）